

重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項5号の2に規定する同法施行規則第16条の2（以下「令」という。）及び昭和63年建設省経動発第89号、平成4年建設省経動発第106号、同省住管発第5号、平成8年建設省経動発第23号により、マンションの取引に係る重要事項について、下記事項を了承のうえ貴社に調査を依頼いたします。

調査依頼年月日 年 月 日

免許番号：

住 所：〒

名 称：

電 話： () Fax ()

担 当：

調査対象	名 称	
マンション	売却依頼主	号棟 号室 氏 名：

調査依頼事項

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| (1) 管理体制関係 | (7) 建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況(原本のみ) |
| (2) 共用部関係 | (8) アスベスト使用調査の内容 |
| (3) 売却依頼主負担管理費等関係 | (9) 耐震診断の内容 |
| (4) 管理組合収支関係 | (10) 管理形態 |
| (5) 専有部分使用規制関係 | (11) 管理員の勤務形態 |
| (6) 大規模修繕計画関係 | (12) コミュニティ関係 等 |

注意事項

- ・調査報告書等の作成手数料は、消費税込の金額となります。
重要事項調査報告書 13,200円 管理規約(写) 3,300円 パンフレット(写) 2,200円
必要依頼項目にを入れ、合計金額をお振込みください。
振込合計金額 _____ 円

- ・この重要事項調査依頼書にご記入いただき、振込票とともにFAXにて送信ください。
お支払は前払いとなっております。
領収書が必要な場合は、調査報告書のご依頼時にお申し出下さい。

<p>【 FAX送信先 】 03-5830-1620 【 振込先 】 三井住友銀行 日本橋支店 普通預金 7922832 口座名義 太平洋興発株式会社マンション管理口</p>

- ・調査報告書の発行までには時間を要しますので、予め発行可能日をご確認ください。
- ・お引渡し方法は郵送のみとし、FAX・Eメールでのお引渡しはいたしません。
- ・調査事項は宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者に課せられた説明を要する重要事項で、原則として上記事項に限らせていただきます。
- ・管理事務所では一切お答えできませんので、不明の点は当社不動産管理部宛にお問合せください。
- ・本調査報告書に記載された事項以外については、当社は責任を負いかねますので予めご了承ください。

以上